

令和6年度 第3回 京丹後市国民健康保険運営協議会

1 日 時：令和6年9月20日（金）午後1時15分から午後3時00分

2 場 所：京丹後市役所 峰山庁舎 201会議室

3 出席者：被保険者代表委員

栗倉小夜子、本田佳美、浜上玉恵、上羽清美、森益美、
保険医・保険薬剤師代表委員

飯田泰成、赤木重典

公益代表委員

岡田佐代子、伊藤位豆子、森口紀子、橋本昌明

事務局

市民環境部 志水部長 保険事業課 中村課長、小谷課長補佐、佐川係長
税務課 松川課長

欠席者：安井俊雄、船戸一晴、坂根昇、大橋淳、山田一貴

4 議 事：（１）京丹後市国民健康保険税の賦課方式について
（２）その他

5 公開又は非公開の別：公開

6 傍聴人の人数：0人

7 要旨：次のとおり

事務局

只今から令和6年度、第3回京丹後市国民健康保険運営協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、本当に暑い中、御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、市民環境部長の志水と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、欠席の委員がおられますが、京丹後市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により過半数の委員の御出席がありますので、本会議が成立していることを御報告いたします。また、本日の出席者につきましては、お手元に座席表がございますので御確認をお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、橋本会長から御挨拶をいただきたいと思います。

会長

本当に暑い中、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

挨拶では、「暑いですね」としか言いようがないような日が続いております。前回この場で「海洋大循環」と「地球沸騰化」というワードに少し触れましたけれど、この7月8月の地球の温度は、やはり観測史上最高だったと報告されています。国内でも、次々に記録更新という報道がされますように、確実に温暖化の方向に進んでいることは否定できないと思っていますところ。産業革命以後、気温の上昇を1.5度に抑えようと言われていています。これは急激に温度上昇していく取り返しのつかない臨界点という意味で、1.5度と指摘されていると思うのですが、実はもうそれ以前に、臨界点を超えてしまったのではないかという学者さんもありおられます。私もどちらかというとそちらを支持したいと思っています。CO₂の吸収は海洋が一番多く、その海洋で色々なこと

が起きているのです。生物がCO₂を固定して海底に沈めていく。貝殻だとかサンゴだとか、それから動物性プランクトンもそうです。それらが固定して、海の底に沈めていくというそういう循環がもうすでに狂ってしまっている。そういった中で、ますますCO₂の濃度は高くなっていき温度は上昇していく。私たちの知りうる地球というのは誕生以来46億年とされています。この間に何度も生命の大量絶滅という危機を迎えました。温度が高いときも低いときもそうなのですが、今度もそうならないことを願うばかりと思っています。

温度が高くなるということは、熱のストレスを我々人体も感じていますし、そういう熱ストレスで高齢の方が亡くなるケースが多いとか、或いは持病をお持ちの方や、乳幼児の死亡率が高まるといった報告もされています。

そういう意味で、温暖化は大変我々の健康に影響すると思います。さらに言えば、低緯度の熱帯地帯にまん延している熱帯病、マラリアやデング熱やジカ熱などの病気が、高緯度の人口の多いところにだんだん広がっているのではないかという心配もされています。昨日の日本経済新聞に、モデルナというワクチンで有名になった会社が、そういった市場を睨んで、治療薬とワクチンの開発に資金を注ぎ込んでいるという記事が掲載されていました。

また、温暖化ということで言うと、永久凍土が解け、ずっと氷の中に閉じ込められていた病原菌が私たちの前に現れてくる。ちなみに8年くらい前だったと思いますが、シベリアで、溶解した永久凍土の中から炭疽菌に感染していたトナカイが出てきた。その炭疽菌にトナカイがたくさん感染し、その感染を人間も受けて亡くなったというケースが報告されていました。そんなことが、これからどんどん起きてくるのかと思うと、我々人類と病気との戦いはずっと続くのかなという心配もしているところです。

そういう意味で、医療の問題は大事だということに繋がっていきます。その1つであるこの京丹後市国民健康保険、その財源の1つである国保税をどういった形で集めていくのがいいのかという論議を今日していただくことになっています。今日は少し趣向を変えた形で、討議がしやすいような形も考えていただいているようです。

大変暑い中ではありますが十分論議をしていただきますことをお願いしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは京丹後市国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、これより先は会長に議事進行をお願いしたいと思います。橋本会長よろしく願いいたします。

会長

会議に先立ちまして、議事録署名委員を指名いたします。本日は、森口委員と伊藤委員のお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、3. 協議・報告事項の(1)京丹後市国民健康保険税の賦課方式について説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

事務局

それでは、資料、国民健康保険税の賦課方式について、により御説明いたします。

本来なら、事前にお渡しすべきところでしたが、調整等により当日の配布となりました。申し訳ございません。

———（資料 国民健康保険税の賦課方式について、により説明）———

会長

ありがとうございました。たくさん報告をいただきました。委員のみなさん、御意見、御質問等

がございましたらお受けしたいと思います。

委員

私は京都府の標準保険税率は、公平なものと思っていたのですが、どれも上がるという説明だったので、このA案からD案の税額の総額はイコールなののでしょうか。C案ですべてが上がっても、答えがイコールというのはどうなのかと思うのですが。

事務局

今年の国民健康保険税の総賦課額が約10億円で、それに近いような数字になるように、A案、B案、D案は税率を設定していますが、このC案だけはそれに関係なく、京都府の示す標準保険税率を使っています。

委員

それでは税率を京都府が示した税率より少し低くして、10億にした場合どうなるのかを見ないと、ちょっと比較にはなりませんね。

会長

他にございませんでしょうか。

会長

税務の方にお尋ねしたいです。資産割があつて所得割がないという方が一定の数おられます。収入が少なくても固定資産を持っている方だろうと思うのですが、居住に要するものを建てたということであれば、国民健康保険税の資産割に反映するのでしょうか。それからもう1つはどういった資産が資産割だけの人にあるのか、家屋の他にもあるのか、その辺はどうでしょう。

事務局

固定資産税がかかっている資産は対象となりますので、家や土地、田んぼや畑、あと建物には店舗も関わってきます。自営業の方の店舗ですと国保の被保険者の名義分は全て対象となります。

会長

資産割だけ課税されて、所得割が課税されないということは、ほとんどその資産からは収益が上げられてないというふうに考えていいのでしょうか。

事務局

収入と所得は違いますので、収入から経費を引いて残ったものが所得になりますので、所得が少なければ、その分の課税ということになります。

会長

固定資産、例えば土地を持っていて、駐車場として貸しておられて収入があれば、一定の枠を超えれば所得割が発生するということですよね。でもそうでなかったら発生しない、収入を生み出さないような固定資産をたくさん持っていたとしても、固定資産税を払わないといけないし、資産割も課税されると理解したらいいのですね。

事務局

そうです。

会長

以前の資料で、若い人で、資産割だけという方もありました。そういった方はどういうことなの

かと思いながら考えていました。私は何年か前に久美浜に帰りました。その時、村の区費には所得割とか、資産割とか、平等割がありました。若い人が借金をして頑張って家を建てたら、その上に資産割がかかってくると随分言われたことがあって、見直しをしたことがあります。家を建てたことによって、国保税の資産割が発生するということはあり得るわけですね。

事務局

はいその通りです。

会長

他はいかがでしょうか。

委員

7 ページでA案、B案があり、その前に説明で応能割と応益割が 50%50%とあります。ということで、A案とB案がものすごく違うような書き方となっていますが、50%50%のままで、所得割のみ増やすとなれば、所得割は 50%になると理解してしまいます。だからA案とB案と同じに見えてしまうのですが、どうなのでしょう。

事務局

本来応能割と応益割が 50 対 50、同じぐらいの金額で、国保税を賦課するのが理想とされています。現在、京丹後市の場合は応能割が多く、約 54.2%となっています。7 ページの現行のところに記載しています。現在はこのような賦課割合になっています。毎年所得や固定資産の状況は変わり、対象者も変わりますので、毎年この賦課割合は少しずつ変わりますが、近年は応能割が多い状態になっています。

それでA案は資産割を減らし所得割のみを増加させたもの、B案は応能・応益割を 50 対 50 になるように、3 方式で計算したものになります。

委員

確認ですが、3 ページ中段、京都府の方針に「保険料水準の統一を目指す場合、4 方式を採用している市町村は 3 方式に移行していくことが必要とされている。」と書かれています。そして 4 ページの一番右、令和 6 年度に資産割を廃止した兵庫県豊岡市は、兵庫県から 3 方式に移行することを指導された、という記載があります。京丹後市も京都府からこういう指導や、何か取り組みを府下でということがあったのかどうか、教えて欲しいです。

事務局

兵庫県の場合は、兵庫県が 3 方式に統一しますということを結構早い時期から言われていて、指導もされてきました。京都府の場合もこの方針には書かれてはいますが、京都府から直接 3 方式にという指導はまだありません。

会長

他はいかがでしょうか。質問を打ち切ってもよろしいでしょうか。

そうしましたら、この後はできるだけ意見が出やすいようにということで、それぞれの代表グループごとに集まっていただいて議論していただくような、そんな時間を持ちたいと思います。それでは 20 分間グループで議論をいただき、まとめていただくということでお願いします。

～グループでの議論～

会長

御苦労さまでした。

小さいグループで、随分話しやすかったと思います。また、たくさん意見も出たのではないかと思います。ありがとうございました。それでは、それぞれのグループで議論いただいた内容について報告をお願いしたいと思います。市の方でお願いできますか。

グループA

国保税が増える世帯が多いというところを考えると、所得で平等に課税するという意味では3方式の方がいいのかもしれませんが、助け合いという制度を考えると、今のまま資産割も取りつつ、みんなで助け合う4方式の方がいいのではという御意見をいただいております。

そしてまた、若い人で所得のある方が住みやすい町ということになると、所得割と資産割もありつつ、いろんな人に負担をしていただきながら制度運営してく方がいいのかなという御意見がありました。また、移住される方は国保にまず入らないといけないとなると、移住しやすくするには、所得割だけではなくて資産割を持ちつつ少し所得割を抑えながら、制度運営していく方がいいのではないかと御意見もいただきました。

グループB

3ページにあります国の方針で、都道府県内どの市町村においても、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けることが望ましいため、同じ所得水準、同じ世帯であれば、同じ保険料水準になるよう保険料水準の統一を進めていくということがあります。京都府の方針でも保険料水準統一を目指すときには4方式を採用している市町村は3方式に移行していくことが必要とされています。そういう中で、やはり京丹後市も京都府内での流れに合ったように、3方式の方に進んでいくのが良いのではないかとことです。この案の中には段階を踏んで資産割を半額にするD案もありますが、1度にするA案、B案の賦課方式に変更し、そこで、例えば子育て世帯でたくさん上がるような場合については、激変緩和措置で配慮してはどうかという御意見が出ていました。

資産割については、やはり二重課税になっているのではないかと考え方もありますので、資産割をなくすということについては、今の国保税についての不満をなくすというそういう考えもあるのではないかと御意見をいただきました。

それから、もうすでに資産割をなくしている市町村で、どうだったのか、どんな意見を聞いているのかを知りたいという御意見もありました。

また、賦課方式の変更にあたっては、わかりやすい広報をするなど、皆さんに理解を求める努力をして欲しいという御意見をいただきました。

グループC

3方式4方式については、国府の流れから、ゆくゆくは3方式になっていくのだろうなということを思いながら、今の4方式にはやはり不公平感があるので、3方式に変更していくのが良いのではないかと御意見をいただいております。

ただ一気にすると、やはり負担感があるので、段階を踏んだほうが良いのではないかと御意見もいただいております。

あと所得がなく、増額となる世帯についてどうフォローしていったらいいのかという御意見が出ていました。3方式に変更する場合、A案では資産割をなくした部分を所得割にすべて持っていく試算で、これにしますと変更のない世帯が多いため、増額の世帯は少ないというメリットはあります。しかし所得のあるところに割を持っていくことになるので、この階層の負担感が強くなってしまふ。B案は所得割、均等割、平等割、全てで負担し応能応益が50:50になる試算で、増額金額は多くない世帯が多いとは言え、増額の世帯が62.5%となり、影響が出る世帯が多いということになります。所得の少ない世帯については、7割5割2割の軽減があるので大きな負担にはならないと思われまふ。ただ増えることには間違いがないので、そこをどうしていくかというところで、50:50ではないパターン、例えば51:49のように他の割合での試算も提示してもらえたら議論がもっと進むのではないかと。50:50にするのか所得割に乘せるのかという2択ではなくて、他の案も示して欲しいという御意見をいただきました。

会長

ありがとうございました。それぞれいろいろ意見を出していただき、改めてそうだよねと思える部分が私もありました。そしてまた、意見の中に次の会議の時に提示して欲しいなという内容もありました。事務局の方でそういった資料も御用意いただきながら、もう少し議論ができたらという思いを持っています。

これで終わりたいと思いますが、まだ言い残していることや、グループの報告で不足している部分があれば聞かせてもらえたらと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今日は議論をここまでとしたいと思います。

それ以外のことで何かございますでしょうか。

事務局

ありがとうございました。

いろんな御意見をいただきまして、議論が深まったと思います。今日の議題はこれで終わりですが、次回は10月18日か25日に会議をさせていただきたいと思っております。宿題や要望もいただきましたので、資料をまとめさせていただきたいと思います。またよろしく願いいたします。

会長

また日程が決まりましたら御案内をさせていただきますので、予定をお願いいたします。

以上をもちまして本日の協議報告事項は終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

事務局

会長ありがとうございました。

今日は手法を変え、各グループでということで、たくさんの意見をいただきました。それぞれのグループで若干ニュアンスが違っているのかなと、今聞かせていただいて思っております。ただ審議会として最後は1つにまとめ答申をしていただく形になります。今日いただいた意見をある程度まとめさせていただく中で、次回は最終的なまとめというような形で意見をいただけたらと思います。そして、最終的にまとめて答申案を作っていく流れになると思っておりますので、引き続きということになりますがどうかよろしくお願いしたいと思います。

それでは閉会にあたりまして、森口副会長より御挨拶をいただきます。

副会長

皆さん今日もありがとうございました。

今年度は皆さんの顔を拝見する回数多くて、また勉強になる話もたくさん聞かせていただいていますけれど、国保税の賦課方式について、大きな節目を迎えていることを実感しているところです。

国保の安定した運営のためには、慎重な議論が必要だと思っていますので引き続き10月の会議についても、今日の資料を再度読み込んでいただいて、御参加いただけたらありがたいと思います。

私も知り合いで国保に加入されている方に話を聞いたりしながら、でも私だったら上がるかもしれないという話をしたりしています。いろんな方から御意見を聞かさせていただく中で、市民にとって安定した国民健康保険になるように、不公平感のないものにしていけたらというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いします。今日はありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

以上で第3回国民健康保険運営協議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。